技　術　功　績　賞　規　程

Ref.　No. B007A

第1条　本会に技術功績賞（以下本賞という）を設け、正会員にして分析技術の向上、あるいは、分析技術による社会的貢献に関し、業績の著しい者の中から、特に優秀なる者にこれを贈呈する。本賞は、本会正会員を中心とするグループに贈呈することもできる。但し、学会賞受賞者及び学会功労賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会賞及び学会功労賞の受賞候補者となることはできない。

第2条　本賞の贈呈は、毎年3件以内とする。

第3条　本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。

第4条　本賞を受けた者（グループにおいてはその中心になる者）は、年会において技術功績賞受賞講演を行うほか、本会論文誌「分析化学」に受賞研究に関する総合論文を投稿するものとする。

第5条　会長は、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。

第6条　会員は、候補者を所属支部の支部長又は団体会員代表者に推薦することができる。

第7条　支部長又は団体会員（維持会員、特別会員及び公益会員）代表者は、候補者を会長に推薦する。

第8条　候補者の推薦に際しては、次の書類を1月末日までに会長に提出する。

a）推薦書［所定の用紙］
b）推薦理由書［A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文及び業績リスト（主要なもの）はそれぞれ2頁以内で作成すること］
c）被推薦者履歴書［所定の用紙］
d）説明資料［特に重要な報告の別刷など審査の参考となる資料］

第9条　本賞候補者の選考は、奨励賞・技術功績賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。

第10条　審査の方法は別途定める賞審査規程による。

第11条　審査委員会は、推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの3件以内を選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。

第12条　会長は、前条によって報告された候補者を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

第13条　本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。

付規　推薦者（支部長・団体会員代表者）が被推薦者となることは本規程上差し支えない。

1990年9月21日、1991年6月21日、1996年6月21日、1999年6月18日、1999年12月17日、2020年8月20日、2021年8月10日一部改正、2026年7月8日改定A改定（賞審査委員選出規程制定に伴う改定）

日本分析化学会　技術功績賞制定趣意書

本会は，創立１０周年記念事業として学会賞及び有功賞を，創立２０周年記念事業として奨励賞を，それぞれ制定致しました。これらの賞は，個人の独創的学術業績あるいは多年にわたる貢献を称えるものであり，多くの会員がその誉れを受けておられます。

しかしながら，近年の分析技術・分析化学の関与する分野は極めて多岐にわたり，品質・生産管理，環境・安全，エネルギー・資源，医療，バイオテクノロジー，高度情報化などの社会的関連の深い問題に一層密接な関係をもつようになりました。分析技術は分析化学の支えともなり，これらの社会的課題に対して大きな役割を果たしております。

本会は，学会活動を通じて，これらの社会的要請にこたえてまいりました。このたび創立３５年を迎えるにあたり，学会に課せられた使命を改めて認識し，その使命遂行に功績のあった会員を表彰するため，学会賞等と並んで技術功績賞を制定することと致しました。この賞は，分析技術の進歩及び応用において著しい功績のあった個人あるいはグループを対象にするものであります。

上述の趣旨を御理解のうえ，会員の皆様の御支援をお願い申し上げます。

【参考】　本賞の対象となる業績は，多々あると思われますが，次のようなものが例として挙げられます。

⑴ 分析技術の向上普及における功績
⑵ 優れた分析機器の開発・生産における功績
⑶ 分析法・分析機器の規格化における功績
⑷ 分析試薬・標準物質の開発・生産における功績
⑸ 品質管理・生産管理における分析技術による功績
⑹ 環境・安全，医療・健康への分析技術による貢献
⑺ 資源・エネルギー問題への分析技術による貢献
⑻ その他分析技術による社会的功績